

公益財団法人長崎県市町村振興協会サマージャンボ宝くじ基金市町交付金交付細則

平成25年4月1日

細 則 第 4 号

改正 平成 26 年 3 月 7 日 細則第 6 号
改正 平成 27 年 3 月 11 日 細則第 2 号
改正 平成 30 年 2 月 14 日 細則第 3 号
改正 平成 31 年 1 月 29 日 細則第 2 号
改正 令和 2 年 2 月 12 日 細則第 3 号
改正 令和 3 年 2 月 10 日 細則第 3 号
改正 令和 4 年 4 月 1 日 細則第 2 号
改正 令和 5 年 3 月 31 日 細則第 2 号
改正 令和 6 年 4 月 1 日 細則第 2 号
改正 令和 6 年 4 月 1 日 細則第 2 号
改正 令和 7 年 4 月 1 日 細則第 4 号
改正 令和 8 年 2 月 1 8 日 細則第 2 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会サマージャンボ宝くじ基金市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第 7 条の規定に基づき、公益財団法人長崎県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付するサマージャンボ宝くじ基金市町交付金（以下「基金市町交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(基金交付金の単位等)

第 2 条 市町交付金の単位は、千円単位とし、市町当たりの市町交付金は、均等割及び人口割で算出した金額を合算し、千円未満の端数は四捨五入したものとする。

2 市町の数、当該年度の 4 月 1 日現在のものとし、市町の人口は、直近の国勢調査（確定値）によるものとする。

(基金交付金の交付時期)

第 3 条 協会は、基金市町交付金を当該年度の 4 月 3 0 日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 4 条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第 1 号の基金市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付の支払申請)

第 5 条 前条の通知を受けた市町は、様式第 2 号の基金市町交付金支払申請書により交付

金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第6条 基金市町交付金の交付を受けた市町は、規程第5条の規定に基づき、当該年度終了後1カ月以内に、基金市町交付金の使途について、様式第3号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

(宝くじの普及広報)

第7条 施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に別に定める表示(様式第1号の決定通知書の3留意事項(4)参照)を行うものとする。また、広報誌等を通じ広報を行い、広報を行った広報誌等の写しを協会に提出するものとする。

附 則

この細則は、公益財団法人長崎県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

長振第 号
年 月 日

各 市 町 長 様

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長

サマージャンボ宝くじ基金市町交付金決定通知書

年度公益財団法人長崎県市町村振興協会サマージャンボ宝くじ基金市町交付金を本協会サマージャンボ宝くじ基金市町交付金交付規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 _____ 円

2. 交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 留意事項

- (1) この交付金の対象となる事業は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業であること（別紙 1 参照）。
- (2) 交付金の支払申請・実績報告等の事務手続きは、基金市町交付金交付細則によること。
- (3) この交付金の支払申請は、_____ 年 _____ 月 _____ 日までに行うこと。
- (4) 宝くじの普及広報として、施設又は設備若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に次の表示を、また広報誌等を通じ広報をすること。
 - ・「この施設（事業）は、サマージャンボ宝くじ基金交付金を活用しております。」
 - ・「サマージャンボ宝くじ基金交付金を活用した事業」等

地方財政法第 3 2 条に規定する事業

1 事業

- (1) 公共事業
- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業

地方財政法第 3 2 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第 1 号については令和 9 年度までの間に、第 2 号及び第 7 号から第 9 号までについては令和 1 1 年度までの間に、第 3 号から第 6 号まで及び第 1 0 号については令和 1 0 年度までの間に、第 1 1 号については令和 9 年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 令和 9 年に開催されるワールドマスタースゲームズ 2027 関西の準備及び運営に係る事業

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長 様

市 町 長

サマージャンボ宝くじ基金市町交付金支払申請書

年 月 日付第 号で通知のあった 年度公益財団法人長崎県市町村振興協会サマージャンボ宝くじ基金市町交付金について公益財団法人長崎県市町村振興協会サマージャンボ宝くじ基金市町交付金交付細則第5条の規定に基づき下記のとおり支払を申請します。

記

1. 支払申請金額 _____ 円

2. 振 込 先 _____ 銀行 _____ 支店
預金種目 _____ 普通・その他（ _____ ）
口座番号 _____
名 義 人 _____

3. 使 途

事業種目	事業費	うち交付金額
	円	円
	円	円

- （注） 1 事業種目については、別紙2の「地方財政法第32条に規定する事業」の各項目から選択して事業番号を記入してください。
- 2 使途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を事業種目の欄に記入してください。
- 3 事業費については、計画額でも実績額でも可能です。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人長崎県市町村振興協会
理事長 様

市 町 長

事 業 実 績 報 告 書

年度公益財団法人長崎県市町村振興協会サマージャンボ宝くじ基金市町交付金の使途について、公益財団法人長崎県市町村振興協会サマージャンボ宝くじ基金市町交付金交付細則第 6 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 交 付 金 額 _____ 円

2. 使 途

事 業 種 目	事 業 名	充 当 額
		円
		円

（注） 1 事業種目については、別紙 2 の「地方財政法第 3 2 条に規定する事業」の各項目から選択して事業番号を記入してください。

2 使途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を事業種目の欄に記入してください。

3 事業実施にあたり、宝くじの普及広報をしたものについて、その表示をしたポスター・チラシや看板等の表示写真を提出ください。併せて広報誌の写しを添付ください。

地方財政法第 3 2 条に規定する事業

公 共 事 業

(事業 1) 公共事業

公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

(事業 2) 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業

(事業 3) 地方公共団体がその運営に相当程度に関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業

(事業 4) 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業

(事業 5) 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業

(事業 6) 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業

(事業 7) 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業

(事業 8) 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業

(事業 9) 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業

(事業 10) 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業

(事業 11) 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

(事業 12) 令和 9 年に開催されるワールドマスタースゲームズ 2027 関西の準備及び運営に係る事業